

那覇広域都市計画区域区分の変更

案の縦覧のお知らせ

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更する予定ですので、都市計画の案を縦覧に供します。

なお、これらの都市計画の案について関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに沖縄県知事に対して意見書を提出することができます。いただいた意見書については、その要旨を審議の判断資料のひとつとして、沖縄県都市計画審議会に提出します。

1. 都市計画の名称及び関係市町村

都市計画の名称：那覇広域都市計画区域区分の変更「第 7 回定期見直し」

関係市町村：那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

2. 案の縦覧について

(1)縦覧開始日：令和 4 年 7 月 29 日(金曜日)

(2)縦覧終了日：令和 4 年 8 月 12 日(金曜日)

(3)縦覧時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日は除く）

(4)縦覧場所：沖縄県 県庁 11 階エレベーターホール出入口（西側）
那覇市 都市みらい部都市計画課
浦添市 都市建設部都市計画課
宜野湾市 建設部都市計画課
糸満市 建設部都市計画課
豊見城市 都市計画部都市計画課
北中城村 建設課
中城村 都市建設課
西原町 建設部都市整備課
与那原町 まちづくり課
南風原町 経済建設部まちづくり振興課
八重瀬町 経済建設部都市整備課

※沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課のホームページでもご覧になれます。

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/index.html>)

3. 意見書の提出方法について

(1)意見書の提出ができる方

関係市町村の住民及び利害関係人

(2)提出の期限

令和4年8月12日（金）午後5時までに到着したものに限りです。

(3)意見書の提出先

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 企画班（県庁11階）

(4)提出方法

持参、電子メール、FAX及び郵送により受け付けします。意見書の様式は任意ですが、住所、氏名、意見する都市計画の名称及び意見の要旨をご記入ください。

- ・持参する場合は、「意見書」を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 企画班へ提出

- ・電子メールの場合は、件名を「都市計画の変更（案）に対する意見の申出」とし、「意見書」を添付のうえ、次のアドレスあて送信をお願いします。

電子メール：aa065005@pref.okinawa.lg.jp

- ・FAXの場合は、「意見書」を次の宛先に送信をお願いします。

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 企画班 FAX：098-866-5938

- ・郵送の場合は、「意見書」を次の宛先に送付をお願いします。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 企画班

4. 問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 企画班

TEL（098）866-2408